

軽自動車税申告用住民票の廃止について

1. 現在までの経緯

昭和 46 年当時、軽自動車登録等の際に、住民票等の住所を証する証明書の添付が義務づけられていなかったため、住所が不正確で徴税事務に支障をきたす場合があります。そこで、市町村の徴税事務の円滑化を目的として、住民票を無料交付し、軽自動車登録等の申請時に添付することになりました。

2. 全国の様況

平成 23 年度 7 月末現在、軽自動車税申告用として住民票を無料交付している都道府県は、徳島県のみです。また、住所・氏名を記載した住所証明書として無料交付している都道府県は、香川県・茨城県及び千葉県のみとなっています。これ以外の都道府県では、軽自動車税申告用の住民票は存在せず、一般的に交付している住民票（有料）により軽自動車の新規検査手続きを行っています。

3. 法的妥当性

昭和 47 年 5 月 13 日付官報「運輸省令第 29 号」で、「新規検査を申請する者は、当該自動車の使用者の住所を証するに足りる書面を提出しなければならない」とされ、軽自動車検査協会検査事務取扱細則の中でも、住民票等の証明書がもとめられています。

したがって、現在の状況は、軽自動車の新規検査申請時に住民票等の添付が義務付けられています。

4. 今後の対応について

昨今の行財政健全化の取組みの中で財政基盤の強化を図るための歳入確保対策が重要な課題となっており、その一つとして「行政サービスに対する受益者負担の適正化」を求める市町村も多くなっております。以上のことから、阿波市においても、軽自動車税申告用の住民票を廃止し、軽自動車の新規検査申請時に添付する住民票は、平成 26 年 4 月 1 日より一般的に交付している住民票とし、有料化に向けて進んでいきます。